

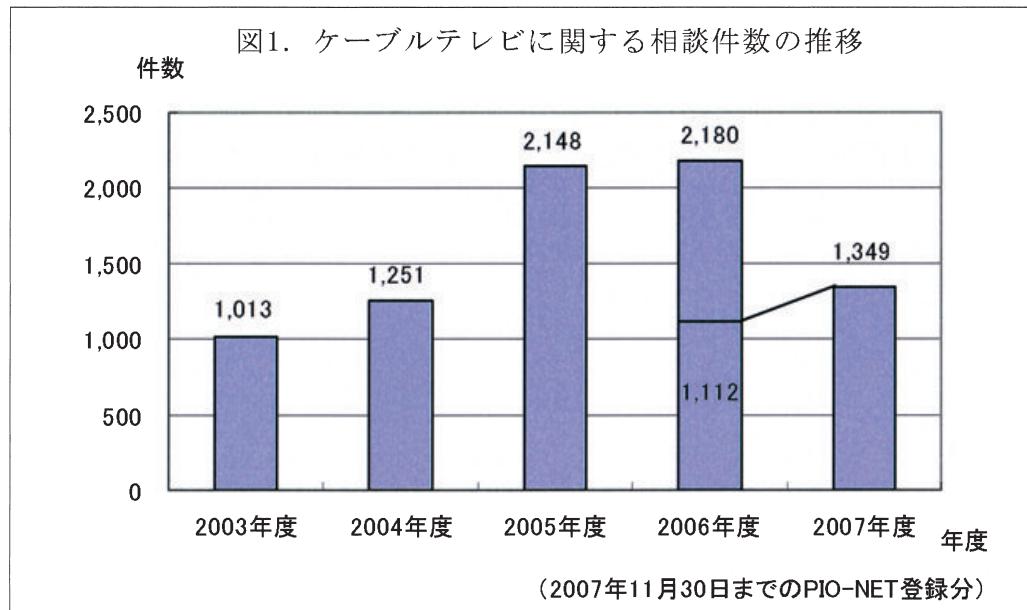
ケーブルテレビに関する相談が増加
 「テレビが見られなくなる」のトーキに惑わされないで！

地上アナログテレビ放送は地上デジタルテレビ放送へ移行することが国の施策として決定しており、2011年7月に地上アナログテレビ放送は終了する予定である。このようななか、ケーブルテレビに関する相談が年々増加している。「地上デジタルテレビ放送になったら今のテレビは見られなくなる」「ケーブルテレビに加入すれば、今までも大丈夫」といってケーブルテレビへの加入を勧誘され、契約内容もよくわからぬままに契約をしてしまいトラブルとなるケースが目立っている。特に70歳以上の高齢者のトラブルが増加している。そこで、被害の未然防止・拡大防止のために情報提供する。

1. 相談件数

(1) 年度別件数～年々増加傾向

PIO-NET[※]には、ケーブルテレビに関する相談が2003年度以降7,941件寄せられており、年々増加している。2007年度は11月末日現在1,349件、前年同期の約2割増となっている。

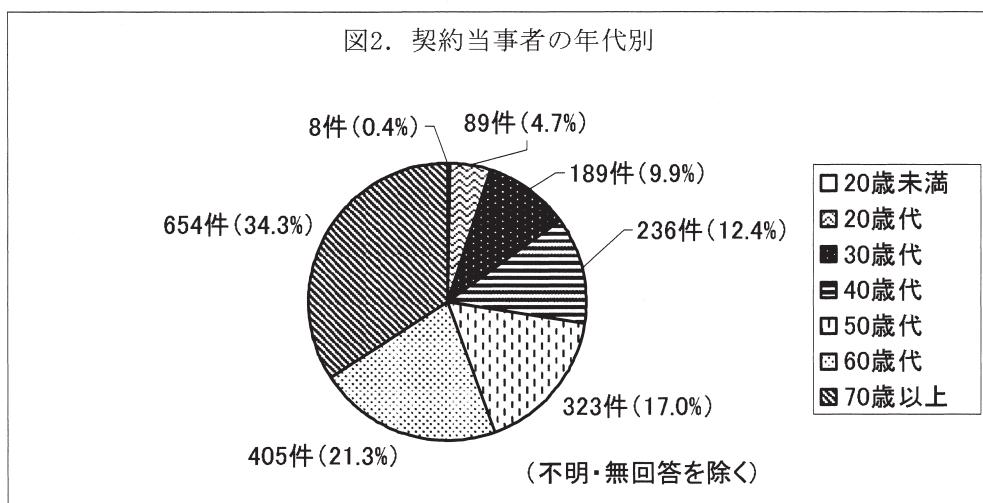


※ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

(2) 契約当事者の属性（2006 年度）～70 歳以上の高齢者の相談が増加

①年代別

契約当事者の年代をみると、「70 歳以上」が最も多く 654 件 (34.3%) を占めている。次いで「60 歳代」が 405 件 (21.3%)、「50 歳代」が 323 件 (17.0%) となっている。年齢層が高いほど相談が多いのが特徴である（図 2）。特に高齢者である「70 歳以上」が増加しており、2003 年度の件数 (177 件) と比べ 3.7 倍となっている。



②地域別

契約当事者の地域別件数を見ると、「南関東」が 1,105 件 (51.8%)、「近畿」592 件 (27.7%)、「九州北部」160 件 (7.5%) の順で多くなっている（不明・無回答を除く）。

(3) 販売購入形態（2006 年度）～訪問販売が 75%

販売の形態をみると、「訪問販売」が 1,365 件と最も多く、全体のおよそ 4 分の 3 (74.8%) を占めている。次いで多いのは、「店舗購入」239 件 (13.1%) であった（不明を除く）。

2. 相談事例

【事例 1：今のテレビがすぐに見られなくなると思ってしまい契約】

ケーブルテレビ事業者が自宅に訪れ、「地上デジタル放送が始まれば今のテレビは見られなくなる」と言われた。さらに長時間技術的な難しい説明をされ、頭が混乱してしまった。サインしなければ業者が帰らないと思ったので、ケーブルテレビの受信契約書にサインをしてしまった。その後、知り合いに聞いたところ、今のテレビが見られなくなるのは 2011 年だとわかった。取り消したいと思い事業者に電話をしたが、担当者が不在などといって取り合ってもらえない。解約したい。

（70 歳代 男性 無職）

【事例2：アンテナ工事費用が高額になると思い契約】

地上波のテレビ放送がデジタルへ移行するのを機に地域全体でケーブルテレビの加入を推奨する営業マンが自宅にきた。高齢の父親が契約内容をよくわからないままに申し込んだため、自分が断った。ところが、業者が再度来訪し、「デジタル放送を見るために個々にアンテナを立てる」と父親に説明し、再び申し込みをさせた。アンテナを立てる場合は一時経費で済むが、ケーブルテレビは毎月利用料が約5000円かかる。毎月の利用料を考えれば、アンテナを立てる方が安い。解約したい。

(契約当事者 70歳代 男性 無職、相談者：40歳代 男性 無職)

【事例3：近所が皆契約したと言われ契約】

突然業者が訪問。「2011年になると自宅のテレビが見られなくなる。2011年に工事をすると高額になるし、工事が混むため今工事する方が得だ。今なら工事費は無料。近所はみんな契約した」という説明を受け、高齢の母がケーブルテレビを契約した。近所に確認したところ誰も工事をしていなかった。本当に工事をしないとテレビが見られなくなるのか。

(契約当事者 70歳代 女性 家事従事者、相談者：30歳代 女性 家事従事者)

3. ケーブルテレビと地上デジタルテレビ放送について

(1) ケーブルテレビ(CATV)とは

ケーブルテレビは、ケーブルテレビ局ですべての放送を一括受信し、ケーブルを通じて各家庭にテレビ放送データを配信するサービスである。地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビ放送を見られるようにする目的で開発されたものだが、最近では、多チャンネル化により、さまざまな番組が視聴できるようになっている。

契約に当たっては、通常、加入料やケーブルを家庭に引き込む工事費などが必要である。また、月々の利用料がかかる。

(2) 地上デジタルテレビ放送について

地上アナログテレビ放送は地上デジタルテレビ放送へ移行することが国の施策として決定している。2011年7月24日に地上アナログテレビ放送は終了することが予定されている。

地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、地上デジタル放送の電波を受信するためのUHFアンテナの設置、地上デジタルテレビ放送に対応した地上デジタルチューナーまたは地上デジタルチューナー内蔵のテレビ等を購入したりすること等が必要だが、番組の視聴料については、現行の地上アナログテレビ放送と変わらず、民間放送局による地上デジタル放送は基本的に無料である。

(3) ケーブルテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴する場合

多くのケーブルテレビ事業者が、地上デジタル放送の再送信^{※2}を行っているので、再送信を行っているケーブルテレビに加入することで、地上デジタル放送の視聴は可能となる。この場合は、前述のとおり別途、月々の利用料がかかる。

※2 再送信：地上放送などをケーブルテレビでそのまま編集を加えずに送信すること。

4. 背景と問題点

(1) 事業者が消費者の不安をあおって契約させるケースがある

地上アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送への移行が、相談件数増加のひとつの要因となっていると思われる。

「地上アナログテレビ放送が今すぐ終了する」と思わせるようなトークを用いたり、「今のテレビが見られなくなる」とだけ説明し、消費者の不安をあおって契約させるケースがある。

(2) 地上デジタルテレビ放送の受信方法についての消費者への周知が不十分である

地上デジタルテレビ放送を受信するための知識が十分ではない消費者は、地上デジタルテレビ放送を受信するためには、ケーブルテレビを契約しなくてはいけないと誤解してしまうことがある。

(3) 消費者が契約内容を十分に理解していないまま契約してしまうことがある

ケーブルテレビを契約すれば、地上デジタルテレビ放送が見られると言われ、契約内容を理解しないまま契約てしまい、後日、解約を申し出るケースがある。

5. 消費者へのアドバイス

(1) 「テレビが見られなくなる」というトークに惑わされないように

「テレビが見られなくなる」といってケーブルテレビの加入を勧誘され、トラブルになるケースがあるが、すぐに今のテレビが見られなくなるわけではないので、惑わされないようにしよう。

「テレビが見られなくなる」というのは、現行の「地上アナログテレビ放送」が2011年7月に放送終了となることを意味していると思われる。ケーブルテレビに加入することもひとつの方策ではあるが、あくまでも選択肢の一つであることを理解しよう。

なお、地上デジタルテレビ放送の受信相談は、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターで受けている。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html)

(2) 契約内容をしっかりと理解しよう

ケーブルテレビの契約にあたっては、ケーブルテレビとはどのようなものなのか、工事費はいくらかかるのか、月々の費用はいくらなのか、解約にあたっての制限等はないか等、契約内容をきちんと理解したうえで、判断すること。契約内容を理解しないまま安易に契約してしまうとトラブルになることがあるので、気をつけよう。

(3) 消費生活センター等に相談する

トラブルにあった場合は、速やかに消費生活センターに相談すること。

6. 情報提供先

- ・総務省情報通信政策局総務課
- ・社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・社団法人デジタル放送推進協会

<title>ケーブルテレビに関する相談が増加「テレビが見られなくなる」のトークに惑わされないで！</title>



テレビが見られなくなっちゃいますよ

・平成19年12月中旬頃
・関東地方で



見守り新鮮情報

第29号

被害内容

ポストに「電波レベル測定・チャンネル調整のお知らせ、全戸検査を受けるように」と書かれた**ビラ**。検査を受けると、「地上デジタルテレビ放送になると、今までのテレビが見られなくなる、今ならチューナー代等含め3万円が無料になる」と言われ、**ケーブルテレビ**を契約。解約を申し出たら、**工事代金**を請求された。



「地上デジタルテレビ放送になると、テレビが見られなくなる」と言われ契約したケーブルテレビ

ひとこと助言

あわてないで
だいじょうぶ



- 現在の地上アナログテレビ放送は、2011年7月24日までに放送を終了し、地上デジタルテレビ放送への移行が決定されています。これに便乗して架空請求や事例のようなトラブルが発生しています。
- この事例では「検査は義務」と思わせて業者が家の中に入り込み、「今のテレビは見られなくなる」などと不安に陥れ、高齢者が利用料金や操作方法を理解できなままで契約しトラブルになっています。
- 現在の地上アナログテレビ放送がすぐに終了するわけではないので、あわてて契約せずに、事前に情報を収集したり、周りの方や消費生活センターに相談しましょう。
- 地上デジタルテレビ放送の受信相談は、毎日放送・地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターへ。